

新しい介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)が始まりました

介護保険法の改正により、65歳以上の全ての方を対象に、介護予防と日常生活の自立を支援する介護予防日常生活支援総合事業(総合事業)が創設され、多様なニーズに応じたサービスを提供できるようになりました。

市では、平成29年4月から「総合事業」を開始しました。総合事業開始により、これまで「要支援1・2」の認定を受けて利用していた介護予防サービスの一部(訪問介護と通所介護)がこの事業に移行します。今回は、「総合事業」の仕組みについて紹介します。



介護予防効果が期待できるシルバーリハビリ体操

総合事業開始の背景

団塊の世代が75歳以上になる平成37(2025)年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想される中、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で生活を続けることができるようにするためには、介護保険や行政サービスに加え、ボランティアによる支援や地域の助け合いなど、地域全体で高齢者を支えていくことが必要です。また、高齢者自身も、自分なりに社会での「役割」や「生きがい」を持つなど、介護予防に努めることが大切です。

総合事業の内容

総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」から構成されます。総合事業の開始に伴い、これまでよりサービスの選択の幅が広がり、一人一人の状況に応じたサービスを利用できます。

介護予防・生活支援サービス事業

対象
要支援1・2の認定を受けた方、事業対象者と判定された方

●訪問型サービス
ホームヘルパーによる身体介護や掃除・洗濯などの生活援助

●通所型サービス
通所介護事業所などでの生活支援、運動機能向上や栄養改善

●介護予防ケアマネジメント
心身や日常生活の状況に応じて、自立した生活を送ることができるよう、相談しながら、ケアプランを作成します。

一般介護予防事業

対象
65歳以上の全ての方

●地域介護予防活動支援事業
体操教室など地域の住民が主体となった介護予防活動の育成や支援を行います。

●介護予防普及啓発事業
介護予防活動の普及や啓発を行います。

●地域リハビリテーション活動支援事業
住民運営の通いの場などにリハビリの専門職が関わり、地域の介護予防の取り組みを支援します。

利用方法

総合事業のサービスを希望される方は、介護保険課(第二庁舎2階)にご相談ください。

心身や日常生活の状況を確認し、その状況によって、サービスや支援を受けたり、地域の介護予防教室などに参加したりすることができます。

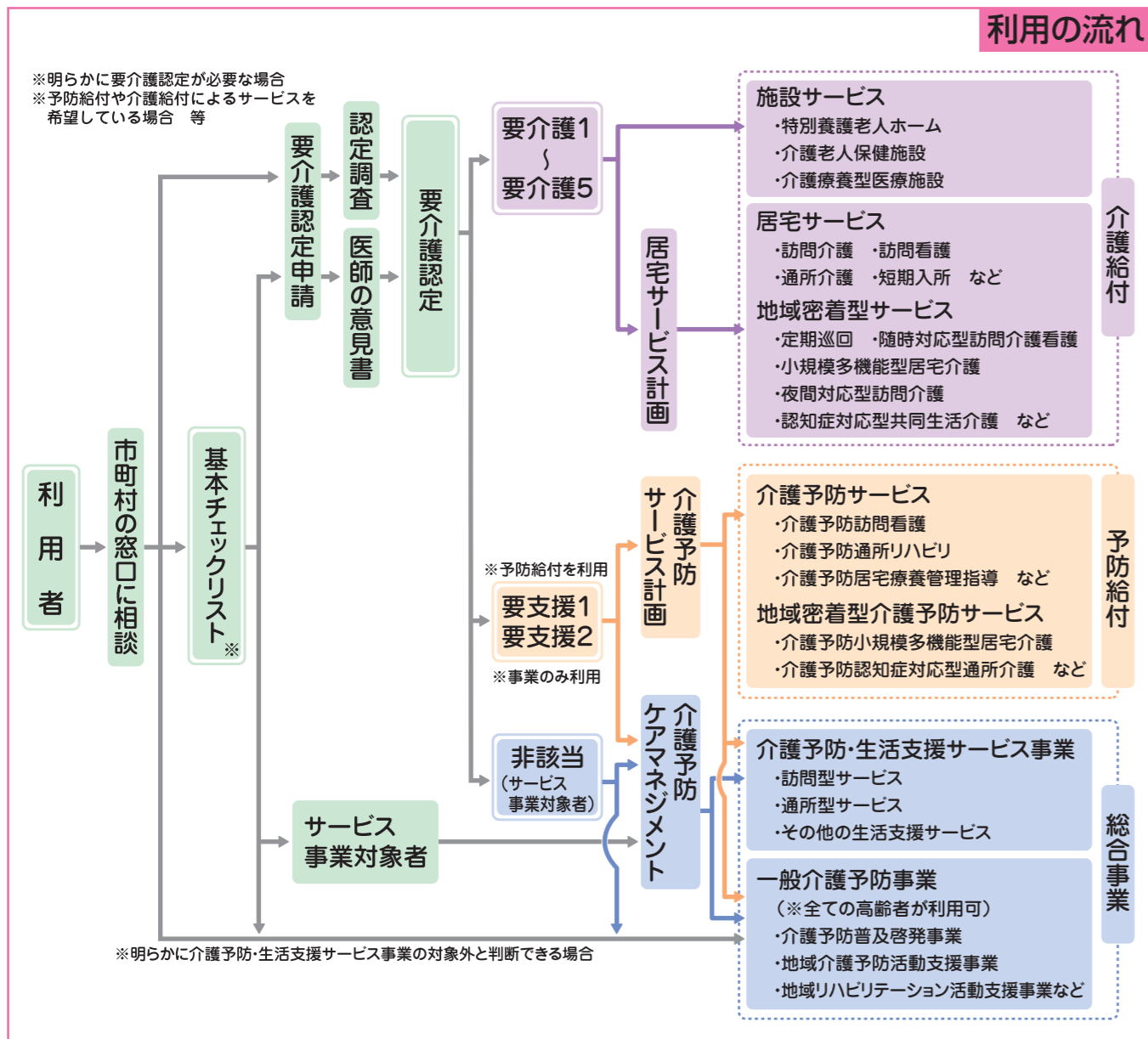
要支援認定を受け現在サービスを利用している方は、認定の有効期間中は継続して同じサービスを利用できます。

利用手続

訪問介護・通所介護サービスを利用されている「要支援1」「要支援2」の方には、基本チェックリスト(※)を実施して、サービス事業該当者になると、要介護認定を受けなくても、地域包括支援センターと契約し、ケアプランを立てることで、サービスを受けることができます。

基本チェックリスト(※)は、利用者本人の身体状況等を確認するもので、25項目の質問で構成されます。質問項目と併せ、サービス利用の意向を聞き取った上で振り分けを判断します。

利用の流れ



下妻市地域包括支援センターのご案内

下妻市地域包括支援センターは、介護保険課(第二庁舎2階)の中にあります。高齢者の皆さんが住み慣れた下妻市でいつまでも安心して暮らせるよう、保健師、主任介護支援専門員(ケアマネジャー)、社会福祉士などの専門職が総合的に支援していきます。

☎ 下妻市地域包括支援センター ☎ 43-8264 FAX 30-0011

☎ 介護保険課 ☎ 43-8338 FAX 30-0011